



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2011.2.15

No. 34 - 62

発行：日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

HUPER 委員会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

「MPLに関する日乗連ポリシーと当面の課題」

日乗連総会にて可決！

～ 今後の取り組みを進めていきます ～

2011年1月18日の34期第1回臨時総会にて、次項「MPLに関する日乗連ポリシーと当面の課題（案）」が満場一致で可決され、ポリシーとして承認されました。今後、日乗連はこれに則り、MPL（准定期運送用操縦士）への取り組みを継続強化していきます。

今後の見通しとしては、昨年(2010年)の国会で「航空法の一部を改正する法律案」として3つの改正案（他に、航空身体検査に関するもの、自家用操縦士の審査に関するもの）が法律案として提出されたものの、廃案となっています。しかしながら、次の国会では再提出、再審議される見通しです。現在、航空局では各航空会社と共同で法案の詳細を詰める作業を行っており、また航空会社においても導入の具体的準備が着々と行われています。

日乗連としても、すでに導入している国のIFLPAの加盟組合と連携を取りながら、MPLについての技術的な検討を行っています。現在のCPLからの限定変更という形での訓練に変えて、初期の単発機以降は小型JET機でSIMと多用した訓練になる見込みです。また、TEM（Threat and Error Management）を初期から訓練に取り込むという基本理念で行われる訓練のため、MPLの教官についても経験や教育が十分になさる必要があります。学科試験の実施内容等、不透明な部分が多く、法案可決の前段階から国や航空局、各会社に安全性を低下させないよう、具体的な申し入れをしていく必要があります。

また、今回確認された次項「当面の課題」以外にも、合格率が極端に低下した場合のフェイリャーポリシー（不合格の際の訓練再投入の手順）なども検討していく必要があります。過去の経緯や解説は、日乗連「MPL導入について考えるシリーズ1～10」をご覧ください。

（裏面へ続く）



MPL に関する日乗連ポリシーと当面の課題

1. 基本ポリシー

- 1-1. MPLは航空の安全性を高めることを目的に導入されなければならない。
- 1-2. MPL訓練は、従来制度による二人操縦機の副操縦士資格取得者と同等以上の技能レベルを担保するものでなければならない。

2. 活動ポリシー

- 2-1. MPLの訓練ならびに運航が適切に実施されるよう、法令の整備、並びに航空会社等に対する継続的かつ適切な指導および監督を国に求めていく。
- 2-2. 情報収集と職場への情報提供を行い、職場の認識と理解の一致を基に基本ポリシーの実現を目指す。また、加盟乗員組合の取り組みを全面的に支援していく。
- 2-3. IFALPAとの連携を強化し、MPLに関するICAO Annex 1およびPANS- Trainingの要件を熟知することによって、MPLに精通する組織となるよう引き続き取り組んでいく。

当面の課題

- 1. IFALPAとの連携により、MPL訓練に関する以下の事項については詳細かつ適切な基準作りに取り組んでいく。また、各基準・要件に基づいてMPL訓練が実行されるよう国に指導と監督を求めていく。
 - 訓練計画、訓練科目、評価基準および方法、実地試験実施基準等についての要件
 - Flight Training Devices（シミュレーター等）の性能要件
（Visual、Motion、緊急事態の模擬等）
 - Instructor / Examiner に係わる要件
（2名以上の乗員による運航に十分精通している必要があること等々）
（Instructor / Examiner の養成訓練・審査等）
 - 実機および総訓練時間に関する要件
（実機訓練時間短縮を可能とする場合の要件等）
 - 安全に関する航空会社の方針が訓練に十分反映されるための措置
（航空会社と訓練機関相互のフィードバック体制の確立等）
- 2. ICAOの規定に則り、専門家や関係機関・団体等で構成される専門機関の設置を国に求めていく。また、この専門委員会に日乗連の参加を求めていく。